

「千葉市飲食店冬季感染症対策支援金」の申請期間を延長します！

千葉市では、新型コロナウイルス感染拡大防止を図るため、12月18日（金）から、飛沫感染予防対策のほか、暖房を行いながらの換気等、冬季ならではの感染症対策を実施している市内飲食店に対し、「千葉市飲食店冬季感染症対策支援金」の支援を行っています。

このたび、政府による緊急事態宣言の発出を受け、申請期間を延長しますので、お知らせします。

1 申請期間の延長について

【変更前】令和2年12月18日（金）～令和3年1月31日（日）

【変更後】令和2年12月18日（金）～令和3年2月26日（金）

※ただし、予算上限額に達する目途がついた時点で、申請受付を終了することがあります。

※郵送の場合、令和3年2月26日（金）の消印有効。

2 申請補助

オンライン申請及び郵送申請の他、事務局内に対面窓口を新たに設置し、申請書類等の作成補助を行います。ただし、対面窓口は完全予約制としていますので事前に事務局までご連絡ください。

<問い合わせ先>

千葉市飲食店冬季感染症対策支援金事務局（株式会社JTB 千葉支店内）

【電話】043-202-1826（受付時間 平日 8:30～17:30）

【住所】千葉市中央区富士見2-15-11 IMI千葉富士見ビル4F

3 周知活動

飲食店における感染症対策を促すため「千葉市新型コロナ感染症対策取組宣言の店」に登録している飲食店を中心に訪問による本支援金の周知活動を行います。

<参考>千葉市飲食店冬季感染症対策支援金について

(1) 支援対象者（主な要件）

ア 「千葉市新型コロナ感染症対策取組宣言の店」に登録している店舗で、登録した店舗の業種が「接待を伴わない飲食店」又は「接待を伴う飲食店」であること。

イ 食品衛生法に基づく営業許可取得事業者のうち、その業種が飲食店営業又は喫茶店営業であること。

ウ 接待を伴う飲食店の場合、前号の営業許可のほか風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する第1号営業許可を取得していること。

(2) 支援金額

1事業所あたり10万円を上限とし、令和2年10月1日（木）以降に感染症対策に要した経費相当額。

(3) 申請方法

ア オンライン申請

【URL】<https://amarys-jtb.jp/chiba-toki/>

イ 郵送申請（郵送先）

〒260-0015

千葉市中央区富士見2-15-11 IMI千葉富士見ビル4F

千葉市飲食店冬季感染症対策支援金事務局



オンライン申請

(4) 提出書類

申請書に以下の書類を添付し提出すること。（オンライン申請の場合は、一部の書類を省略できます。）

ア 営業許可証の写し

イ 新型コロナウイルス感染症予防対策を実施していることを示す写真

ウ 感染症対策に要した経費

エ 領収書の写し

オ 誓約書

カ 振込口座の写し

キ 委任状

※申請様式は市のホームページやオンライン申請ページからダウンロードできます。

その他、市役所及び各区役所に配架しており、希望により事務局からの郵送も行います。

(5) 本事業・申請に関する問い合わせ先

千葉市飲食店冬季感染症対策支援金事務局（株式会社JTB 千葉支店内）

TEL：043-202-1826（受付時間 平日 8:30～17:30）